

新旧対照表（変更箇所抜粋）

変更前	変更案	変更事項
<p>三井住友信託のアンサーサービス 取引規定</p>	<p>三井住友信託のアンサーサービス 取引規定</p>	
<p style="text-align: right;">適用日 2025年2月14日</p> <p>1.（アンサーサービス）</p> <p>本規定は、「アンサーサービス」（以下に定める「連絡サービス」および「照会サービス」（以下「連絡・照会サービス」といいます。）ならびに「振込・振替サービス」をいいます。）の取扱いについて規定するものです。</p> <p>(1)「連絡・照会サービス」は、ご契約者本人（以下「依頼人」といいます。）が指定するファクシミリ、パソコン等の機器（以下「使用端末機」といいます。）によって、取引内容・残高の連絡・照会を行うものです。</p> <p>(2) 依頼人は連絡・照会サービスを利用するにあたり、利用口座の預金種目・口座番号および連絡・照会用暗証番号、連絡方法、出力様式、<u>電話番号</u>等について、あらかじめ届出ておくものとします。</p> <p>(3) 連絡の場合、当社は届出の<u>電話番号</u>あてに発信を行い、自動着信とする場合を除き、あらかじめご指定の応答があった場合、<u>または連絡方式が届出の連絡方式と一致した場合には</u>、受信者を依頼人とみなし連絡します。自動着信とする場合は、依頼人指定の<u>電話番号</u>あての発信により、依頼人に連絡したものとみなします。なお、<u>各連絡方式においては当社所定の連絡時刻</u>を目途に連絡するものとします。</p> <p>(4) 照会の場合には、当社で受信した連絡・照会用暗証番号および支店番号、預金種目・口座番号が届出の通知・照会用暗証番</p>	<p style="text-align: right;">適用日 2026年3月2日</p> <p>(2) 依頼人は連絡・照会サービスを利用するにあたり、利用口座の預金種目・口座番号および連絡・照会用暗証番号、連絡方法、出力様式、<u>ファクシミリ番号</u>等について、あらかじめ届出ておくものとします。</p> <p>(3) 連絡の場合、当社は届出の<u>ファクシミリ番号</u>あてに発信を行い、自動着信とする場合を除き、あらかじめご指定の応答があった場合、受信者を依頼人とみなし連絡します。自動着信とする場合は、依頼人指定の<u>ファクシミリ番号</u>あての発信により、依頼人に連絡したものとみなします。なお、当社所定の連絡時刻を目途に連絡するものとします。</p>	<p>1条(2) プッシュホン、ダイヤルホンサービス終了にともなう変更</p> <p>1条(3) プッシュホン、ダイヤルホンサービス終了にともなう変更</p>

<p>号および支店番号、預金種目・口座番号と一致したとき、送信者を依頼人とみなし応答します。</p> <p>(5) 振込入金における振込依頼人からの訂正依頼、受入証券の不渡、その他相当の理由がある場合には、連絡または応答後に取引内容が変更となることがあります。</p> <p>(6) 第3項に規定する連絡または第4項に規定する応答、および第5項に規定する連絡・応答後の取引内容変更によって生じた損害については、当社は責任を負いません。</p> <p>12. (届出事項の変更)</p> <p>(1) 暗証番号、支払指定口座、印章、名称、商号、住所、<u>電話番号</u> その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって取引店に届出てください。</p> <p>(2) 前項の届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。</p> <p>(3) 第1項による届出事項の変更の届出がなかったために、当社から通知または送付する書類等が延着または到着しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p>	<p>12. (届出事項の変更)</p> <p>(1) 暗証番号、支払指定口座、印章、名称、商号、住所、<u>ファクシミリ</u>番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって取引店に届出てください。</p>	<p>12条(1)</p> <p>プッシュホン、ダイヤルホンサービス終了にともなう変更</p>
--	---	---